

- 2010年11月定例議会が12月16日に閉会しました。「11月定例議会を終えて」、閉会本会議での提案説明や討論、意見書案文と結果一覧を紹介します。

### もくじ

11月定例議会を終えて	1
松尾 孝 意見書・決議案討論	4
光永敦彦 議員報酬削減条例提案説明	9
原田 完 議員報酬削減条例提案に対する賛成討論	10
かみね史朗 議案討論	11
意見書・決議案文	14
意見書・決議案の採決結果	24

### 2010年11月定例議会を終えて

2010年12月24日  
日本共産党京都府会議員団  
団 長 新 井 進

11月29日から開会されていた11月定例議会が12月16日閉会した。

本府議会は、政治とカネの問題や尖閣諸島、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）など、民主党政権への国民的な不信の広がり、厳しい不況の影響がいつそう深刻化するなか開催された。

我が党議員団は、住民の暮らしを守る自治体本来の役割を果たさせるため、積極的に論戦した。

- 1、本府議会には、9月議会提案の決算認定議案5件に加え、人事案件を含む21議案が提案された。

我が党議員団は、開会本会議で議決された第6号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」、9月議会提案の第21号議案「平成21年度京都府一般会計及び特別会計決算認定の件」、第23号議案「平成21年度京都府水道事業会計決算認定の件」、11月議会提案の第3号議案「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例制定の件」、第12号議案、第13号議案の「『明日の京都』長期ビジョンと中期計画を定める件」、第17号議案「天ヶ瀬ダム建設に関する基本計画の変更に関する意見について」、第18号議案「大戸川ダム建設に関する基本計画の廃止に関する意見について」の議案8件に反対し、人事案件を含む他の18件に賛成した。

第1号議案の一般会計補正予算には、高校・大学等新卒未就職者対策が拡充され、また子宮頸がんワクチン等接種への公費助成など、これまで求めてきた事業が盛り込まれており、賛成した。

第6号議案の職員の給与に関する条例一部改正については、①昨年の17万円減額に続き、9万5千円もの減額は家計への甚大な打撃であるとともに、民間労働者や地域経済にも大きな打撃を与えること、②労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度がゆがめられ、それに追随するものであること、から反対した。

第17号議案の天ヶ瀬ダム建設については、工事費が330億円から430億円に膨らみ、京都府も82億円を負担するもので、宇治川の景観の問題も含め住民から疑問の声が出され、琵琶湖総合開発事業が完了したもとの、新たに建設する必要はなく反対した。

第18号議案の大戸川ダム建設については、技術検討委員会も、それに基づく知事の意見書も、4知事合意も「優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない」としていたにもかかわらず、穴あきダム建設に同意しようとするもので、しかも工事費が740億円から1072億円に膨らみ、京都府

の負担も92億円の予定が128億円にも上るため、反対した。

2、府民の運動と我が党議員団の攻勢的論戦で追いつめている課題がいよいよ浮き彫りとなった。

住宅リフォーム助成制度は、決算総括質疑や代表質問、常任委員会などで連続して追及した。知事は「お金持ちの贅沢なリフォームについて税金をつぎ込むということは、やっぱりちょっとおかしい」など理由をつけ背を向けているものの、我が党議員団が示した秋田県の事例について調査し、さらに岩手県や宮城県など新たに広がっていることについても認識していることが明らかとなった。

子どもの医療費助成制度についても、小学校卒業まで通院も対象とし、実施時期の先延ばしをせず来年度から実施するよう求めたことに対し、知事は、「平成27年3月までの間に達成する目標や具体的な方策等を掲げている」として「施策の実施を先送りするものではない」と答弁した。

深刻となる高校生や大学生の就職難の問題について、6月定例議会以降連続して追及してきた。大企業の雇用における社会的責任については認めないものの、「新卒高校生・大学生の未就職者対策」枠拡大、「企業等公募型事業による新卒等未就職者対策」などの施策を通じ「できるだけ『正規雇用』につなげたい。」と答弁せざるを得なくなった。また府内経済団体等に採用活動時期の適正化の要請や、京都市長と連名で国に対して経済団体等への働きかけを要請すると述べた。

府営水道料金の見直しについては、府営水道事業経営懇談会の「3浄水場接続後の供給料金の在り方について」の提言（第7次水道懇談会）で、1トン当たりの基本料金を宇治系は1円引き上げ44円に、木津系は8円引き下げ78円、乙訓系は7円引き下げ80円に、従量料金は木津系を3円引き下げ（36円）、宇治系（19円）、乙訓系（36円）は据え置くとされ、「府民負担の軽減に向けたいっそうの積極的な支援の検討を進めるとともに、できるだけ速やかにその具体化を図るよう強く要望する」と府の料金値下げへの努力を求めた。付帯意見、受水市町の声に応え、いよいよ府の責任で料金引き下げの決断が求められている。

このように、運動と論戦で追いつめられるなか、これら施策を実施できる条件が広がっていることが浮き彫りとなったことは重要である。

3、今議会では、我が党議員団が現行の議員報酬月額96万円、年額1576万円を、3分の1削減し、月額64万円へ、部長級並みに引き下げるため「京都府議会議員の議員報酬等に関する条例一部改正案」を提案した。その理由は①府議会が府民目線での活動を進める決意を示すうえで、現行の報酬が府民の目線から見れば高すぎるため、②報酬削減によって生まれる年間3億1600万円を、府民の暮らしを温める緊急支援策の財源に充てるため、である。

そもそも、9月定例議会でオール与党会派が議員定数削減を強行したことに対し、我が党議員団は民意を届けるパイプを狭めるとして反対し、報酬削減提案を主張したが、今回、それを実施させるよう迫ったものである。ところがオール与党会派は反対討論も行わず、議会改革について論戦を避け否決した。引き続き実現のために力を尽くすものである。

4、第21号議案の平成21年度京都府一般会計及び特別会計決算認定については反対した。

その理由は第一に、経済対策が深刻な中小企業支援となっていないためである。商工会議所や商工会への補助金を4000万円削減、中小企業団体中央会への補助金も1000万円削減し、さらに国が地域経済の活性化のためにと予算化した府立学校等への地デジテレビの購入に際し、京都府電機商業組合などから地元業者に発注をと要望が出されていたにもかかわらず、WTO協定を理由に東京の大手企業にすべて発注したことなど、重大である。

第二に、雇用対策が極めて不十分なことである。リーマンショック後に本府が雇用補助金を出している大企業が競って大量の派遣切りを行なう重大な事態が生まれたもとで、ジャトコの違法な派遣切りに対し「適切に対処した」とかばい、地域経済に多大な打撃を与えたトステム綾部工場の閉鎖に本府は是正を求める行動をとらなかった。さらに給与費プログラムに沿って1500人の正規職員を減らす一方、800人以上の非正規職員を増やし、今年5人の府職員が自殺するという異常事態を招いていることは深刻である。

第三に、自治体としての住民福祉の向上に逆行する方向を進めているためである。国民健康保険に対する本府の補助金を廃止し、今年度の各市町村でのいっせいの保険料値上げに拍車をかけようとし、さらに、

都道府県単位の国保一元化にむけた検討を全国に先駆けて推し進めている。また地方税機構を創設し、税や保険料の滞納はすべて税機構送りとして機械的な徴収を行なわれていることなどは重大である。

第四に、検証が必要な舞鶴港和田埠頭や畑川ダムなどの建設、同和奨学金償還対策事業の継続など、無駄な税金の使い方が行なわれ、さらに府民の合意のないまま関西広域連合を推進していることである。

第23号議案の平成21年度京都府水道事業会計決算認定は、過大な水需要予測による過大な設備投資とともに、使ってもいない水量まで高い水道料金として住民に押し付けており、反対した。なお水道懇も、水道料金の負担軽減にむけた京都府のいっそうの努力を求め、基本水量の見直しについても検討課題に挙げており、各市町村への基本水量見直しと水道料金の大幅値下げを強く求めるものである。

## 5、今議会には、「明日の京都」の長期ビジョンを定める特別委員会が設置され、4議案が審議された。

第3号議案の「基本条例」については、①地方自治体の本来の役割「住民の福祉の増進を図る」問題に何ら触れないばかりか、府民と地域の「自己責任」で解決を求めていること、②住民の府政への参画を保障する「住民投票」が定められていないこと、③府政に関する情報について、住民の側に「知る権利」があり、これを保障する責任が行政の側にあるにもかかわらず、行政の側の努力規定にとどまっていること、から反対した。

第12号議案の「明日の京都」長期ビジョンについては、これまでの「総合計画」にかわる長期計画として定めるものであるが、①「新京都府総合計画」の結果、府民の暮らし、地域経済、市町村は、今どうなっているかの現状分析も、総括もまったくなされておらず、破壊された地域経済と府民の暮らし、ふるさとの再生、地方自治・住民自治の再生の「計画」を策定することが求められていること、②『量』から『質』の時代へ、『もの』の豊かさを追い求めた時代から、人と人のきずなを結び、すべてのものを思いやる、『こころ』の豊かさを求める時代へと向かう歴史的な転換点」として府民の暮らしや実感とかげ離れた時代認識を示し、深刻な事態をどう切り開くかの展望を示していないこと、から反対した。

第13号議案の「中期計画」については、①市町村国保の都道府県単位の「広域化」計画、「課税業務の共同化」や「クレジット納付」、「600億円の行財政改革の実施」など府民の暮らしを守る施策を後退させ、府民に新たな負担を押しつける計画が含まれていること、②不安定雇用拡大の口実になってきた「多様な働き方の導入推進」をかかげ、先端技術や新産業などへの支援を重点とし、固定費支援や農林水産物の価格対策についてはまったくふれていないなど、府民の暮らしと地域を守る上で、重要な課題が置き去りにされていること、③子どもの医療費助成制度の拡充について助成対象年齢や実施時期については、なんら示さず、またマル老の堅持等には一切ふれない等、極めてあいまいとなっていること、から反対した。

第14号議案の「明日の京都」地方振興計画についてはこれまでから取り組まれてきた課題が列挙されており、真に地域振興に役立つものとなるよう財政保障も含めた支援を講じるよう求めた。

## 6、関西広域連合など地方自治破壊の「地域主権改革」をめぐる動きが進められる中、矛盾も広がっている。

今議会中の12月4日、関西広域連合が発足することとなった。この問題では10月28日の知事記者会見で「例えばカジノをやり、それを財源にすれば、奈良も参加せざるをえないでしょう」と述べるなど、大阪橋下知事と関西財界に追随する姿勢が浮き彫りとなっているが、関西広域連合特別委員会の審議では「京都の担当である広域観光の担当部局は仕事が増える。今後3名増やさなくてはならない」「専決処分が多いが、今後も議会が年2回しか開かれないもとの専決処分がすすむのではないのか」「広域観光・文化振興については、京都の担当だから情報はあがるが、それ以外の他県の担当部局の情報は、どうやって府議会に反映されるのか」「2100万人の人口で、府民参画や情報共有できるのか」など、広域連合規約に賛成した与党会派からも意見があいついだ。今後具体化が進む中、付帯決議を踏まえ、本質的な論議をしていくことが求められている。

なお、関西広域連合議会議員の選出が行なわれたが、与党会派が談合し、第三党の我が会派を排除し議席を独占したことは重大である。

国民健康保険の都道府県単位の一元化について、知事は「市町村でバラバラの保険料を統一することがナショナルミニマム」とすり替え、「一元化で高い保険料が解決できるか」の追及には「国保の一元化というのは制度の安定性の確保を目的」とともに答えられなかった。にもかかわらず、「地域主権」を口実に、広域化計画の提出など、国の動きとあいまって都道府県単位の一元化に走っている姿も浮き彫りとなった。

7、今議会には、「子どもと教育・文化を守る京都府民会議」から計36,583筆にのぼる請願をはじめ、請願9件と陳情1件が提出され、わが党議員団は府民要求にこたえその実現のために奮闘した。

議会開会中の12月3日、京都の公立高校30人学級を進める会、子どもと教育・文化を守る京都府民会議が各会派要請をされ、署名を添えて府議会に「教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」の提出行動が行なわれ、我が党議員団は全員出席して激励・懇談した。

本議会には意見書案・決議案21件が提案されたが、4会派提案の選挙区の細分化を求める意見書案、自民党、公明党提案の子ども手当で廃止の意見書案、国後・択捉・歯舞・色丹四島に限定した領土交渉を求める意見書案、及び危機管理体制構築を口実とした北東アジアの緊張激化につながる意見書案、4会派提案の法人税減税に関わる意見書案の5件には反対した。

TPPについて、京都府農業会議会長および府下26市町村の農業委員会会長がTPPへの断固反対などを求める「包括的経済連携等に関する要請」を政府に行ない、京都府議会にも要請されるなど反対の声が高まっている。こうした中、我が会派は、食料主権、食料安全保障の確立に向けて政策の転換を求め、TPP参加を前提とした関係国との協議を中止し、TPP参加を行なわないことを求める意見書を提案したが、オール与党が否決したことは重大である。一方4会派の農業振興に関する意見書案はTPP参加反対の一言もないという問題を含んでいるものの、農業の持続的発展が可能な万全の措置を求めており賛成した。

また、我が会派提案の「子どもの医療費助成制度の小学校卒業までの拡充を求める決議案」「私学授業料減免制度の拡充に関する決議案」「30人以下学級の早期実現を求める意見書案」など、切実な府民要求実現の立場から提案したが、オール与党会派がことごとく背を向けたことは重大である。

いっせい地方選挙までいよいよ3カ月となった。わが党は、府民のくらしと営業、地域を守る力をさらに大きくするため、現有議席の絶対確保、右京区、山科区での回復をはじめ、定数2、3人区での勝利を切り開き、通常選挙過去最高の15名以上の議員団実現へ、奮闘するものである。

以上

## 意見書・決議案討論

### 松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区） 2010年12月16日

日本共産党の松尾孝です。会派を代表し、ただいま議題となっております意見書・決議案21件中、自民、民主、公明、創成4会派提案の「議員の位置づけの明確化及び都道府県議会議員の選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書案」、自民党、公明党提案の「子ども手当の財源の地方負担に反対する意見書案」、「北方領土問題に対する毅然とした外交姿勢を求める意見書案」、及び「政府に対し万全の危機管理体制構築を求める意見書案」、4会派提案の「切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書案」の5件に反対し、他の16件に賛成の討論を行います。

先ず、わが党提案の「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加に反対する意見書案」についてです。

TPPによってすべての品目の関税が撤廃された場合、わが国の食料、農業、農村に及ぼす影響は農水省の試算、北海道はじめいくつかの県の検討結果をみてもまことに甚大であります。特に、政府が自ら決定した食料自給率50%への引き上げ、食料保障方針を事実上放棄することとなり、国民に大きな不安を与えています。政府は国民のこの不安を払拭するため、農業改革本部を設置し、来年6月をめどに基本方針を決定するとしています。

しかし、規模拡大で生産性の向上をはかっても、競争力を強化することはまずできません。規模拡大政策は歴史的に破綻済みであります。戸別所得補償制度で経営を守る保障もありません。中山間地域が大部分を占める京都の地域農業への壊滅的被害は免れず、京野菜やお茶など特産振興でカバーできるとの論もありますが、安易に過ぎます。TPPと農

業振興の両立は絶対に不可能と考えます。

また、TPPは全てのサービス、人的交流、投資を自由化するものであり、農山村はもちろん、地域経済・社会の将来を危うくするものであり、絶対に認められません。

このことを肌身で感じておられる農家の皆さんを始め、農業団体、関係者の皆さんが危機感を持って立ち上がっておられるのは当然であります。ご承知と思いますが、京都府農業会議を先頭に26市町村農業委員会がこぞって絶対反対を表明し、知事、議長に国への働きかけを要請しています。未だかつてないことであり、議会としてこの要請にこたえるべきであります。

食料主権、食糧安全保障の確立に向けて政策の転換を求め、TPP参加を前提とした関係国との協議を中止し、TPP参加を行わないことを求めるわが党の意見書案に賛成されるように心から訴えます。

4会派提案の「わが国の農業振興に関する意見書案」は、政府の「包括的経済連携に関する基本方針」が従来の政府方針に反するものであることを批判し、食料自給率の向上、農業・農村振興を求めており、賛成であります。しかし、それならばなぜTPPに反対されないのか、反対の一言もなく、TPPの下で、「農業の持続的発展が可能な万全の措置」を求めるなどは実現不可能であることを厳しく指摘しておきます。

次に、わが党の「中小企業支援と法人税減税に関する意見書案」についてです。円高とデフレ不況が進行する中、厳しい経営を余儀なくされている中小企業への支援を抜本的に強めることは焦眉の課題であります。こうしたなかで菅内閣は、法人税の5%減税の方針を決定しました。菅首相は、減税理由として企業による国内投資と雇用の拡大をあげています。ところが財界は、法人税減税による投資、雇用の拡大を正面から拒否しています。経団連の米倉会長は「資本主義ではない考え方を導入されては困る」とまで述べているのです。

政府税調の議論でも、法人税率引き下げ効果に疑問が噴出しました。「投資・雇用の充当よりも、内部留保や借入金の返済に充当することを考えている企業が多い」との声も出ました。法人税の減税が国内投資や雇用の拡大につながることは、とうてい期待できないのであります。景気対策と言うのであれば、金余りといわれる大企業の244兆円もの内部留保を、中小企業への下請け単価の引き上げや賃金引き上げ、雇用拡大にまわすよう求めるべきであります。

4会派提案の「切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書案」の、「緊急保証制度」の再延長、保証枠の拡大などは賛成ですが、法人税の減税はまさに大企業優遇、財界言いなりであり、意見書案には反対であります。

次に、わが党提案の「障害者の意見を反映した新たな総合的な障害者関連法制を求める意見書案」についてです。

障害者の皆さんは、障害者自立支援法について、障がい重いほど、負担が増える応益負担制度は、憲法に違反している、と廃止運動を繰り広げ、全国で訴訟を起こしてきました。この大きな世論、運動に押され、政権交代後の昨年9月、厚生労働省は、原告団・弁護団と「速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施する」ことを明記した「基本合意」を交わし和解しました。また、「利用者負担の見直し」等の早急に対応を要する課題については、2013年8月を待たずとも予算措置の中で、具体化できるとしました。

ところが、菅内閣は、旧与党が立案した自立支援法改定案を、補正予算を盾に取った「無修正で提案せよ」との強い圧力に屈し、関係者と何の協議もなく今国会に上程し、審議抜きで強行・可決するという暴挙を行いました。改正案が政治取引の道具とされ、強行可決されたことに対する関係者のみなさんの失望、怒りは察するにあまりがあります。

わが党提出の意見書案は、国との「基本合意」、障害者も参加した推進会議の議論を尊重した、新たな総合的障害者関連法制を国に強く求めるものであります。是非、ご賛同いた

だきますようお願いいたします。

次に、わが党の「子どもの医療費助成制度の小学校卒業までの拡充を求める決議」案についてです。

少子化対策の大きな柱であります子どもの医療費助成は市町村の努力で大きく前進してきました。通院が小学校卒業まで無料は13自治体と府下26自治体の半分まででしたが、すべての子どもたちが安心して医療が受けられるよう、いっそうの拡充が求められます。特に、京都府の子どもの約半数を占める京都市が大きな問題であります。

知事は本年4月、選挙公約として改善方針を打ち出し、検討を始めています。さきの「明日の京都」特別委員会知事総括質疑の中でも、「施策の実施を先送りするものではない」と言明されましたが、京都府として小学校卒業までの無料化を一日も早く実施するよう強く求めるものであります。

次に、わが党の「子ども手当て財源の地方負担に反対する意見書案」についてです。

政府は23年度の子ども手当て財源について、本年度の暫定措置としていた地方負担を、地方との十分な協議もないまま継続する意向ですが、これは断じて認められません。この手当てのような全国一律の現金給付については国の負担が当然であり、地方負担の継続をやめ、全額国庫負担で実施するよう強く求めるものです。

自民党、公明党提案の意見書につきましても地方負担廃止を求めている点では同じですが、制度設計が出来ない場合は子ども手当ての廃止を提起しています。これについては国民的議論が必要と考えます。

次にわが党の「30人以下学級の早期実現を求める意見書案」についてです。

この7月、中央教育審議会分科会が「学級規模の引き下げ」を求める提言を発表、文部科学省も2011年度から8年間で、公立小中学校1学級の児童・生徒数の上限を現行40人から30人～35人に引き下げる計画案を決定しました。ところがその後、政府の「評価会議」は11年度予算編成に先立つ「政策コンテスト」でB判定とし、政府内の調整でも、35人学級の実施に必要な6300人の教員定数増をいったん認めれば、将来にわたる人件費増の要因となり、文教・科学振興費の削減が難しくなるとの意見が強まっています。また、財務省は「少人数化と学力向上の因果関係は不明」として40人学級の維持を主張しています。

これは教職員人件費の抑制を優先したもので、「少人数学級の推進」の参議院選挙公約に反し、国民の期待を大きく裏切るものであります。子どもたちを30人以下の学級で学ばせたいという願いは保護者や教育関係者の一致した強い要望です。

わが党の意見書案は国に対し30人以下学級が実施できる標準法の見直しをただちに行うよう求めるものです。

次にわが党の「私学授業料減免制度の拡充に関する決議案」についてです。

子ども議員団は、子どもたちが経済的な事情で私学に行けなかったり、中退を余儀なくされることのないよう、私学も公立と同様に授業料を無償化するよう保護者の皆さんと運動を重ねてまいりました。本年4月、国が国公立高校授業料の無償化を実施する中で、本府も私学について年収350万円未満程度の世帯の授業料の「無償化」制度を創設しました。この間、子どもは、私学関係者とも懇談を重ねてまいりましたが、一番の問題は学校負担の問題でした。「無償化」については、子どもと保護者の立場に立って歓迎される一方、「生徒が減った上に年収350万円未満の対象生徒が相当多く、学校負担が嵩み、いつまで続けられるのか？」と不安の声もよせられました。

私学で学ぶ権利を保障するためには、本府における授業料減免制度の学校負担をなくし、私学助成を拡充することが必要です。また、他府県の私学に通う子どもたちは、現在対象となっていないませんが、ぜひ府内の生徒と同様に支援するよう強く求めるものです。

さらに、知事マニフェストには、無償化の対象を所得500万程度まで広げることが明記されており、早急に実施するよう求めるものであります。

次に、わが党の「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書案」ですが、結婚して姓が変わることで不利益を受けたり、自分らしさを失うと感じる女性が、結婚後もこれまでの姓を名乗りたいというのは、憲法24条が、結婚を「個人の尊厳と両性の本質的平等」の上に成り立つことを保障していることから、当然の願いであります。意見書案に明記したように、法制審議会が1996年に民法改正要綱を答申し、民法の抜本改正を提案してから既に14年経過していますが、未だに国会には上提さえされていません。国連女性差別撤廃委員会からも最優先課題として実現を求められておりこれ以上放置することは出来ません。

次に、わが党提案の「日ロ領土問題に関して本格的な交渉に踏み出すことを求める意見書案」と、自民党、公明党提案の「北方領土問題に対する毅然とした外交姿勢を求める意見書案」についてです。

ロシアのメドベージェフ大統領が、日本の歴史的領土である千島列島の国後島を訪問したことは、不当な領有を固定化しようとするものであり、断じて容認できません。日ロ領土問題の解決のためには、第2次世界大戦の戦後処理の不公正を正し、歯舞、色丹島の即時返還はもちろん、国後、択捉から得撫（ウルップ）島、占守（シュムシュ）島に至るまでの全千島列島の返還を求める立場で、本格的な領土交渉に踏み出すことが必要です。これまでの自民党政権による領土交渉の再検討、歴史的事実と国際的道理に立った方針への転換を求めるわが党の意見書案に賛同を求めるものです。

自民党、公明党提案の意見書案は、領土交渉の対象を南千島の国後、択捉と、北海道の一部である歯舞、色丹の4島に限定するなど、問題のある東京宣言を評価する内容を含んでおり、賛成できません。

次に、わが党提案の「朝鮮半島問題の平和的解決を求める意見書案」と、自民党、公明党提案の「政府に対し万全の危機管理体制構築を求める意見書案」についてです。

北朝鮮による韓国、延坪島（ヨンピョンド）への無法な砲撃が断じて許されない重大な挑発行動であることは、言うまでもありません。この問題の平和的解決のため、国際社会が一致して政治的努力をつくすことが求められています。12月3日に閉幕したアジア政党国際会議の「プノンペン宣言」は、「朝鮮半島における最近の挑発と軍事行動に関して、総会は、すべての当事国が直ちに対話と交渉を通じて状況を緩和するよう呼び掛ける」と明記しました。こうした立場から、日本政府に、6カ国協議の緊急会合実現も含めた外交的イニシアチブを発揮するよう求めている、わが党提案の意見書案への賛同をお願いします。

自民党、公明党提案の意見書案は、政府の対応の遅れなどを口実に、危機管理体制の構築を求めています。北東アジアの緊張激化、有事法制の強化につながるものであり、賛成できません。

次に、わが党提案の「旧日本軍『慰安婦』問題について政府の誠実な対応を求める意見書案」についてです。

「慰安婦」問題は、日本がおこした侵略戦争のさなか、植民地にしていた台湾、朝鮮、軍事侵略していた中国などで女性たちを強制的に集め、組織的継続的に性行為を強要したという非人道的問題です。

政府は1993年の河野官房長官談話、1995年の村山首相談話などで強制連行の事実を認めています。しかし、国による賠償はおこなわれておらず、いまだ未解決です。国連やILOなどの国際機関はもとより、各国の議会から、被害女性への公的な謝罪や国に

よる賠償を求められています。被害者は高齢化し、亡くなった方もあり、一日も早い解決が必要です。

先日、中国・桂林で旧日本軍に連行され「慰安婦」にされた86歳の女性とその息子さんが、府議会を訪れ、問題解決を切々と訴えられました。その願いに応えるためにも、政府に誠実な対応を求めるこの意見書案に、ぜひ賛同をお願いするものです。

公明党案はわが党意見書への対案として提出されたものですが、対案といえる内容ではなく、共同提案も十分可能なものであり、理解に苦しむところです。

次に民主党、公明党提案の「取り調べの可視化の実現を求める意見書案」ですが、自白の強要など違法な取調べの根絶が、冤罪をなくし、公正な裁判を保障するため必要なことは、最近の事例からもあきらかです。そのためにも取調べの可視化は当然であり、賛成です。

次に、わが党提案の「高浜原発3号機でのプルサーマル実施の中止を求める意見書案」についてです。

そもそもプルサーマルの技術は、世界的にも確立されておらず、例えばMOX燃料を使用する原子炉では、出力が不安定になりコントロールが難しくなることや、もしも一旦事故が起これば、ウラン燃料の原発事故に比べて汚染範囲は何倍にもなることなど、さまざまな問題点が専門家から指摘されているところです。さらに日本列島が地震の活動期に入ったといわれるなかで、直近に断層帯の存在が指摘されている老朽化した原発をさらに酷使し、プルサーマルを進めれば、大地震発生時には想像を絶する被害に見舞われる危険性があります。

また、使用済みMOX燃料の再処理は現在のところ不可能であり、計画もないという大問題があります。

高浜原発でのプルサーマル実施に対して、地域住民が強い不安を持っているのはこうした根拠があるのです。プルサーマル実施には反対です。

次に、4会派提案の「議員の位置付けの明確化及び都道府県議会議員の選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書案」についてです。

本意見書案は、全国都道府県議長会の要請により、自治法と公選法の改定を求めるものですが、「都道府県議会議員の選挙区について、『郡市の区域による』としている公職選挙法の規定を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること」という文言が含まれています。これは「多様な選択が可能に」という名の下に、現在の郡市の単位よりも狭い単位で小選挙区が設けられる恐れがあり、多様な民意の反映がそこなわれるものとなりかねません。よって反対です。

最後に4会派提案の「児童虐待防止に向けた体制強化を求める意見書案」についてですが、昨今頻発している虐待事案を早急に解消するためにも体制強化が急がれており、当然賛成です。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。



## 議員報酬削減条例提案説明

### 光永敦彦（日本共産党、京都市左京区） 2010年12月16日

日本共産党の光永敦彦です。

ただいま議題となっております、我が会派提案の「京都府議会議員の議員報酬等に関する条例」一部改正案について提案理由の説明を行います。

その内容は、現行の議員報酬月額96万円、年額1576万円を、三分の一削減し、月額64万円へと引き下げる等、部長級並みに引き下げるものです。

その理由は第一に、二元代表制の一翼を担う本議会が、議会改革の一環として府民目線の活動をいっそう進めるための決意を府民に示すためであります。

そもそも二元代表制は、住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡により、緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を議決し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成の舞台となることにあります。このため、本府議会でも議会基本条例を制定する努力が積み重ねられてきたところであります。

今日、長引く不況と円高があいまって、雇用や中小企業をはじめ府民生活が極めて厳しい事態にある中、我々議員が、住民の代表として相応しく活動することが、府民から期待とともに、厳しい目で注視されているのではないのでしょうか。

この点で、現在の議員報酬は府民目線でみれば、あまりに高すぎるといわざるをえません。国会議員は、国会法において「一般職国家公務員の最高額より少なくない歳費を受け取る」と定められている一方、地方議員報酬の基準については地方自治法等においても特別の規定が設けられていません。このため、わが党議員団は、これまでから議員報酬について「府民生活からかけ離れたものにならないようにすべき」と、引き上げには一貫して反対してきました。この引き上げられてきた報酬こそ見直すべきと考えます。そのことは、議会としての決意を示し、府民の期待にこたえる土台を形作るものと確信するものです。

第二に、暮らしの深刻さの中、我が会派提案の実現により、年約3億1600万円の削減ができ、それを厳しい府民生活を温める予算として活用するためであります。

この間、京都経済の屋台骨を支えてきた中小企業などの事業所数が減少し、小売業では4軒に1軒近くも減少することを余儀なくされています。一方、不安定雇用は増加し、97年に29万人であった不安定雇用が、07年には42万人と、約1・44倍、実に、労働者の4割が非正規雇用となっており、府民生活という点でも、京都経済の持続的発展という点でも、異常事態です。こうした時、府民の暮らしを直接温める内需型への経済政策への転換と、緊急的な支援策を機動的に実施することが求められており、その財源を議会としても自ら示すことが必要と考えます。

まして「暮らしが大変な時だからこそ、議会や議員も聖域にせず、身を削る必要がある」との声も府民から出されるもとで、この声に真摯に応えるものでもあります。

以上、わが会派提案の一部改正案について賛同を求め、提案理由の説明とします。

ご静聴ありがとうございました。

## 議員報酬削減条例提案に対する賛成討論

原田 完（日本共産党、京都市中京区） 2010年12月16日

日本共産党の原田完です。私は日本共産党府会議員団を代表して議第3号議案「京都府議会議員の議員報酬等に関する条例一部改正案」に対する賛成討論を行います。

私達府議会議員は府民から選挙で選ばれた府民の代表です。府民の負託を受け、府民の声を議会と行政にとどけるとともに、知事の行政運営をチェックするという重要な役割を担っています。

議会中にとどまらず、閉会中も日常的に直接府民のもとに赴き、府民の声を聞き、実態調査や問題点の研究を行い、政策学習に務め、府民の暮らしや願いに寄り添った、安心して暮らせる京都府、府民の幸せを希求し、その実現のため、各種の提案・提言や条例提案などその役割を積極的に果たさなければなりません。とりわけ、府民の暮らしと営業が深刻な時だけに、府民の暮らしの実態に身を寄せて、議員としての役割を果たすべき時です。

長引く不況と円高で、民間の事業所数は96年に15万2千事業所であったものが、06年には12万5千と2万7千事業所も減少しています。小売商店も96年から06年の間に22%減、5軒に1軒以上も減少しています。販売農家もこの10年間に27%減と4分の1以上も減っているのです。不安定雇用が増え、京都府の府民雇用者報酬は97年の5兆4600億円から、07年には5兆円に、10年間で4600億円も減っています。

私達日本共産党議員団は、これまでからも一貫して議員報酬の引き上げに反対してきましたが、このように深刻さを増す府民の暮らしと営業の実態を踏まえて、今回あらためて、議員報酬について三分の一削減を提案したものです。

議員報酬の削減で生み出される約3億1600万円を府民の暮らしを守る予算に使うべきであります。たとえば、いま全国の自治体で制度化が進んでいる住宅リフォーム助成制度は、約20倍の経済効果があることが明らかになっています。これが実施されれば京都経済に大きな刺激を与えることは明らかです。

今議会の冒頭に議員報酬の期末手当の引き下げが提案され、全員一致で可決しました。全議員を代表して近藤議員が、この演壇から、「現下の社会経済情勢、府民生活の状況等を十分に踏まえ」、「議会独自の措置として引き下げを提案する」とその提案理由を説明しましたが、わが党の提案は、この主旨を踏まえ、さらに一層前にすすめようとするものであり、同僚議員の賛同をいただけるものと確信するものであります。

ところで、現在、二元代表制を否定し、議会の役割を軽視あるいは無視しようという見過ごせない動きが各地に生まれています。名古屋の河村市長の自らの主張に賛同しない議会をリコールし、市長に賛成する議員で議会の過半数を確保しようとする動きや、阿久根市竹原市長の議会を開催せず専決処分を連発し、議会を否定する行政運営、大阪の橋下知事が地域政党をつくり知事の思い通りの議会運営をめざそうとするなど、地方自治体の二元代表制を否定するような行動は許されません。いまほど議会の権能の発揮が求められているときはありません。

議会や議員に対して府民の皆さんから、「くらしが大変な時だからこそ、議員は府民のためにもっと頑張ってもらいたい」「知事の提案に何でも賛成でいいのか。もっと積極的な提案をしてほしい」などの意見が渦巻いています。この声を真摯に受け止めなければなりません。いま、求められているのは、地方議会の機能を住民の利益のためにもっと発揮することです。

わが党議員団は、これまでから、府民の声に耳を傾け、府民の願いを実現するために奮闘し、知事に積極的な施策を提案してきました。米価の下落、木材価格の低迷で、農業も林業も深刻な事態に陥っています。さらに介護や福祉、医療、教育や子育て支援をはじめ、府政の課題は山積しています。引き続き、府民の暮らしと営業を守るために、全力を挙げることを表明して、賛成討論とします。

## かみね史朗（日本共産党、京都市右京区） 2010年12月16日

日本共産党の加味根史朗です。議員団を代表して、9月議会提案の第21号議案平成21年度京都府一般会計及び特別会計決算認定の件、第23号議案平成21年度京都府水道事業会計決算認定の件、今定例会提案の第3号議案京都府行政運営の基本理念・原則となる条例制定の件、第12号議案、第13号議案の「明日の京都」長期ビジョンと中期計画を定める件、第17号議案天ヶ瀬ダム建設に関する基本計画の変更に関する意見について、第18号議案大戸川ダム建設に関する基本計画の廃止に関する意見についての議案7件に反対し、他の15件に賛成の討論をおこないます。

まず平成21年度京都府一般会計及び特別会計決算認定の件についてです。2009年度は、リーマンショック後の未曾有の不況の中で、雇用も中小企業も府民生活も大きな困難に直面しました。こうした中で、京都府として、冷え込んだ京都経済を温め、府民生活を防衛していくために府民のねがいに応える最大限の努力が求められました。

ところが本府が実施してきた対策は、中小企業や府民の深刻な実態と切実な願いに対して、こたえるものとはなっていません。

第一に経済対策の問題です。深刻な中小企業の経営を支援すべき時に、その担い手である商工会議所や商工会への補助金を4000万円削減、中小企業団体中央会への補助金も1000万円削減したことは重大です。今定例会でも与党会派の議員から商工会議所、商工会への支援強化を求める質問がありましたが当然です。中小企業応援プランで中小企業3万社を対象に支援するとしているのなら、その担い手への支援強化と予算増額をただちに実施すべきであります。

京都の技術と産業を支える町工場が、仕事が激減し、機械のリース代や家賃、電気代などの固定費が払えず、相次いで倒産・廃業する事態が続いています。昨年、町工場の事業主のみなさんが、当面の経営危機を乗り越えるために固定費への支援を求めましたが、本府はまったく対応しませんでした。ようやく今年度の9月補正予算で産業21のリース代に対し助成制度を創設することとなりましたが、産業21以外のリース代への助成拡大の要望に速やかに応えるべきであります。

景気後退の中で京都の地元の中小企業に対して、京都府が官公需などの仕事を最大限発注し支援することが求められました。ところが、国が地域経済の活性化のためにと予算化した府立学校等への地デジテレビの購入に際して、京都府電機商業組合などから地元業者に発注をと要望が出されていたにもかかわらず、WTO協定を理由に東京の大手企業にすべて発注してしまいました。

仕事おこしの事業として、住宅リフォーム助成事業は、秋田県や与謝野町で経済効果が実証されています。足元から地域経済を温める有効な対策として早期の実施を求めておきます。

第二に、雇用対策の問題です。リーマンショック後に本府が雇用補助金を出している大企業が競って大量の派遣切りを行う重大な事態が生まれました。本府は、大企業に対し厳しく社会的責任を求めるべきでしたが、個別企業への要請をおこなうことはしませんでした。ジャトコの違法な派遣切りに対しては、「適切に対処した」とかばい続け、解雇された労働者が生活苦に陥っている状況にも心を寄せようとしませんでした。知事は先の決算特別委員会で「コンプライアンスを求めている」と答えましたが、今年になって八木と京都工場で170人の新規雇用が生まれており、解雇された労働者の正規雇用をはっきりと要請すべきであります。

トステム綾部工場の閉鎖は、3百数十人の労働者の雇用を奪い、地域経済に多大な打撃を与えました。この問題では、整理解雇の4要件に反し、退職・転籍の強要の疑いがあるにもかかわらず、本府は是正を求める行動をおこしませんでした。雇用の維持確保を求める労働者のみなさんと府民的な運動の中で、ようやく本府に雇用維持の要請をおこないましたが、企業の社会的責任を求める強い姿勢は感じられませんでした。景気が依然厳しい中、本府が雇用の補助金を出す企業で再び大量の解雇が発生しないように最大限の努力をすべきであり、企業に対して大量解雇を計画する場合は事前の協議を義務付け解雇防止を強く求めていくべきであります。

不足している福祉人材の問題では、国において介護労働者の若干の賃金引き上げの予算措置が行われましたが、改善されたとは到底言えません。国への要望だけでなく、かつて行った給与改善の独自対策を積極的に実施すべきであります。

正規雇用の拡大が求められる中で本府自身が、この5年間に給与費プログラムに沿って1500人の正規職員を減らす一方で、800人以上の非正規職員を増やし、ワーキングプアをつくりだしてきました。しかも今年になって5人の府職員が自殺するという異常な事態を招いていることは重大であります。

第三に、暮らしの問題です。長引く不況と非正規労働の拡大、それに拍車をかける構造改革路線の政治がつづく中、府民の年収は年々減少し、生活苦を訴える人が急増しています。こうした中で本府は、府民の暮らしを支え、ふところを温める対策をおこなうどころか、それに逆行することを行ってきました。府民から高すぎると批判の強い国民健康保険料については、本府の補助金を廃止し、今年度の各市町村でのいっせいの保険料値上げに拍車をかけました。そのうえ、都道府県単位の国保一元化にむけた検討を全国に先駆けて推し進め、保険料の平準化の名のもとにさらなる保険料値上げを押し付けようとしています。

府民が生活苦の中で府民税や国保料を滞納せざるを得ない時、自治体としては、府民の立場に立って分納相談をはじめ生活全般の支援を行うのが本来の仕事です。ところが、地方税機構を創設し、税や保険料の滞納はすべて税機構送りとして機械的な徴収がおこなわれています。自治体としての住民福祉の向上に逆行するものといわざるをえません。

お年寄りの介護の問題では、老老介護や無理心中などの深刻な事態が広がっています。その背景に施設不足や利用料負担の重さなどがありますが、特別養護老人ホームなど施設建設や利用料の負担軽減対策は不十分と言わざるをえません。子育て支援の問題でも、子どもの医療費助成の拡充を早くとの願いにも応えていません。さらに保育所の待機児童が急増する中で、定員を上回る子どもの詰め込みや保育の最低基準引き下げを可能とする基準緩和を進めていることも重大であります。

第四に、無駄な税金の使い方が行われ、府民の合意のないまま関西広域連合を推進するものとなっています。舞鶴港和田埠頭や畑川ダムについては過大な需要予測のもとに進められたものであり、今日の時点での検証が必要であります。同和奨学金については、借りた人がどれだけ所得があろうと返還を全額肩代わりするやり方を続けることは、府民の理解を到底得られるものではなく、税金の適正な執行からも不適切であることは明瞭です。ただちに返還条例に基づき、生活保護基準の1.5倍以上の所得の人には今からでも返還を求めるよう措置すべきであります。

以上の理由から平成21年度京都府一般会計及び特別会計決算認定の件には反対であります。

第23号議案平成21年度京都府水道事業会計決算認定の件については、過大な水需要予測による過大な設備投資とともに、使ってもいない水量まで高い水道料金として住民に押し付けており、反対であります。水道懇も、水道料金の負担軽減にむけた京都府のいっそうの努力を求め、基本水量の見直しについても検討課題に挙げており、各市町村への基本水量見直しと水道料金的大幅値下げを強く求めるものであります。

次に、第3号議案「基本条例」制定の件と第12号議案、第13号議案の「明日の京都」長期ビジョンと中期計画を定める件、第14号議案「明日の京都」地方振興計画を定める件についてです。

「明日の京都」は、これまでの「総合計画」にかわる長期計画として定めるとしていますが、「新京都府総合計画」の結果、府民の暮らし、地域経済、市町村は、今どうなっているかの現状分析も、総括もまったくなされていません。

この10年間は、政府の「構造改革路線」とそれに「同感だ」とする山田知事のもとで、地域経済も府民の暮らしも深刻な事態に落ち込んできました。さらに、「地方分権改革」の名ですめられた「市町村合併」や「行政改革」により、地方自治体の暮らしと福祉、地域を守る機能が失われ、病院や診療所の縮小・廃止、国民健康保険証の取り上げなど、住民の命すら守れない事態が生まれています。

その一方で、丹後リゾート公園や舞鶴和田埠頭の建設、関西学術研究都市開発、畑川ダムの建設など多額の府民の税金を使って公共投資が行われてきた結果、府の借金残高は、計画策定年次2000年度末に1兆542億9700万円余でしたが、2010年度末には1兆6597億3400万円余へと6054億円1.57倍も増え、府財政の硬直化が進んでいます。

こうした中で求められているのは、破壊された地域経済と府民の暮らし、ふるさとの再生であり、地方自治・住民自治の再生の「計画」を策定することです。

そこで、「長期ビジョン」についてであります。ビジョンでは現在の社会を「『量』から『質』の時代へ、『もの』の豊かさを追い求めた時代から、人と人のきずなを結び、すべてのものを思いやる、『こころ』の豊かさを求める時代へと向かう歴史的な転換点」としています。

しかし今日、安心して医療や介護が受けられない人たち、学校を出ても就職できない多くの若者、失業し、路頭に放り出された人たち、倒産・廃業の危機に直面している多くの業者など苦境に立つ人々があふれてい

ます。本府のビジョンは、こうした多くの府民の暮らしや実感とかけ離れた時代認識といわなければなりません。府民の暮らしの実態と要求にしっかり根ざして、いのちと暮らし、営業を支える自治体本来の役割を果たすことが、いよいよ求められる時代に入ったと考えるべきであります。

また「ビジョン」は、「『質』と『ころ』」の時代を先導し、世界に発信し貢献する新しい京都の実現に向かって進んでいきたい」としていますが、府民の暮らしや地域経済の深刻な事態をどう切り開くかの展望はなんら示せないものとなっています。

次に「中期計画」についてです。「計画」では、「府民安心の再構築」「地域共生の実現」「京都力の発揮」の3分野で、多くの項目が挙げられています。これらの中には、見過ごすことのできない多くの問題点があります。

第一は、府民の暮らしを守る施策を後退させ、府民に新たな負担を押しつける計画が含まれていることです。住民の医療を受ける権利を保障する最後の砦ともいえるべき市町村国保の都道府県単位の「広域化」計画は、国の助成金削減を容認し、市町村一般会計からの繰り入れの負担をなくし、保険料の引き上げ押し付け、皆保険制度の崩壊を進めるものです。

また、「税機構」による徴税の共同化だけでなく「課税業務の共同化」や「クレジット納付」などが挙げられています。これは市町村の総合行政を壊し、納税者・住民の権利を侵害するものである。さらに「クレジット納付」で、借金をさせてでも税金を払わせようとするものです。

「600億円の行財政改革の実施」を掲げていますが、府民サービスの第一線で働く府職員のひきつづく削減や生活保護世帯や難病患者への一方的な見舞金の廃止のように、「事業見直し」によって弱い立場の人々への施策の打ち切りをすすめるものであります。

第二は、府民の暮らしと地域を守る上で、重要な課題が置き去りにされています。いま、府民にとってきわめて重要な課題となっている「雇用」対策では、不安定雇用をどう解消するのか何らふれず、期間工や契約社員、パートなど不安定雇用を含む「常用雇用」の支援にとどめています。また、これまで不安定雇用拡大の口実になってきた「多様な働き方の導入推進」をかかげていることも問題です。

「中小企業支援」でも、「産学公連携による研究・技術開発」「中国において試作やエコ、ウエルネスの販路開拓」など、先端技術や新産業などへの支援に重点が置かれており、「成果目標」で「倒産・廃業が減ること」としながら、「数値目標」は「減少」とされています。本当に、倒産や廃業を減らすというのなら倒産、廃業に追い込まれる中小企業に対する固定費への支援や、大企業による下請け切り、単価切り下げをやめさせるための、効果ある対策こそ求められています。

農林漁業においても、「農業就業人口の減少と、全国を上回る高齢化が進行」としながら、その最大の要因である「再生産すら保障されない」農林水産物の価格対策についてはまったくふれられていません。

第三に、府民の切実な願いにこたえて課題としてあげながら、その具体化が極めてあいまいです。子どもの医療助成制度の拡充が掲げられていますが、その助成対象年齢や実施時期については、なんら示していません。また、「社会的に弱い立場の方などへの医療費助成制度の拡充」とされていますが、65歳から69歳までの高齢者の医療費負担を1割とするマル老の堅持や、難病患者の「療養見舞金」の復活などは明記されていません。

また、「24時間医療サービスがより安心して受けられるようになること」を成果目標に掲げていますが、北部地域の救命救急の体制や南丹地域や山城地域においても医師不足が極めて深刻になっていることにどう対処するのか、極めて不十分となっています。

このように、「新京都府総合計画」の総括もされず、「長期ビジョン」において、「心の豊かさを求める時代へ向かう歴史的転換点」という特異な時代認識が土台となっているため、「中期計画」は府民の暮らしと地域経済を再生させる計画とは、ほど遠いものであります。

次に、「基本条例」についてです。本来、「自治基本条例」は、憲法と地方自治法をもとに、地方自治の本旨である「住民の福祉の増進」を目的とし、団体自治とともに住民自治をそれぞれの地方自治体でどう具体化するか、を定めることが求められているのであります。

ところが、京都府の「基本条例」は、地方自治体の本来の役割「住民の福祉の増進を図る」こと、具体的には憲法に定められた生存権や幸福追求権、教育を受ける権利、働く権利など、「住民の福祉の増進」にかかわることは何ら明らかにされていません。そのうえ、課題の解決は「府民同士」や「自立した地域」により実現できるとされており、府民と地域の「自己責任」で解決することを求めるものです。

さらに「自治の主役は府民」としていますが、住民の府政への参画を保障するものとはなっていません。

すでに基本条例を作った多くの自治体では「住民投票」について定めていますが、京都府の「基本条例」には、なんら定めがありません。

府政に関する情報について、「多様な方法で、かつ分かりやすい形で積極的に提供」としてはいますが、住民自治の基本は、住民の側に「知る権利」があり、これを保障する責任が行政の側にあります。「基本条例」では、これが行政の側の努力規定にとどまっています。

最後に「地域振興計画」については、これまで取り組まれてきている地域のとりくみや課題が列挙されています。これらが、真に地域振興に役立つものとなるかどうかは、それぞれの課題について、住民の参加を保障し、住民の意見を反映すること、さらには、財政的保障を行うことなどが求められていることを指摘しておきます。

次に、第17号議案天ヶ瀬ダム建設に関する基本計画の変更に関する意見についてですが、天ヶ瀬ダムの再開発には反対です。工事費が330億円から430億円に膨らみ、京都府も82億円を負担して、最大直径26m、長さ600mもの巨大トンネルを掘る計画ですが、毎秒1500トンもの水を2週間以上も宇治川に流しつづけることで、洪水の危険が高まります。また、ダム直下の岩盤にいくつもの断層帯があるのに、大きなトンネルを掘っていいのか、宇治川の景観の問題も含め住民から疑問の声が出されています。琵琶湖の後期放流量を増やすことが大きな目的とされていますが、琵琶湖沿岸の浸水被害は、1兆9千億円かけた琵琶湖総合開発事業の完了で、ほぼ解消されており、430億円もかけて、建設する必要はありません。

第18号議案大戸川ダムの建設に関する基本計画の廃止に関する意見についてですが、大戸川ダムの建設には反対です。京都府の技術検討委員会では、「検討対象の計画規模洪水33パターンのうち2パターンで効果があるとされているが」「ダムの効果を端的に表現することは難しい」として、技術検討委員会も、それに基づく知事の意見書も、4知事合意も「優先順位を考慮すると、河川整備計画に位置付ける必要はない」としていました。ところが、ダムに反対どころか、1072億円かけた穴あきダム建設に同意しようというわけです。こういうのをゾンビ事業と言うのであります。工事費は740億円が1072億円に膨らみ、京都府の負担も92億円の予定が128億円と膨らんでいます。これがさらに膨らむ危険性もあるわけで、とうてい府民の理解を得られるものではありません。よって、反対であります。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 意見書・決議案文

自民・民主・公明・創生4会派提案：可決

反対：日本共産党

### 議員の位置付けの明確化及び都道府県議会議員の選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書案

議会を構成する地方議会議員が、本会議・委員会において行政に対する監視や政策立案のための充実した審議を行うことは、当該地方自治体の事務に関する調査研究や、住民意思の把握など不断の議員活動に支えられている。しかしながら、議員の責務に関する法律上の規定がないこともあり、議員活動に対する住民の理解が十分得られていないのが現状である。議会が住民に期待される機能を十分発揮できるようにするため、公選職としての地方議会議員の責務を法律上明記するとともに、広域行政を担う都道府県議会議員の特性を踏まえて、議員の責務を果たすにふさわしい活動基盤を強化することが喫緊の課題となっている。

さらに、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第15条)を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすることにより、住民意思を正しく議会に反映させ、地域の振興を図る制度とすることも重要な課題である。

よって、来年の通常国会において関係法律の改正を行い、選挙制度の見直しを含め地方議会議員の活動基盤を強化するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 住民から選挙で選ばれる「公選職」としての地方議会議員について、都道府県議会議員については、広域行政を担うことなどの特性を踏まえ、その責務を法律上明らかにすること。

2 地方議会議員の責務を法律上明らかにした上で、その責務を達成するための議員活動又は会派活動が可能となる、政務調査費制度の見直しを行うこと。

3 住民意思を正しく議会意思に反映させるとともに地域の振興を図るため、都道府県議会議員の選挙区について、「郡市の区域による」としている公職選挙法の規定(第15条)を改正し、地域の実情を踏まえ、都道府県が条例で自主的に選挙区を規定できるようにすること。

4 議会意思を確実に国政等に反映させるため、議会が議決した意見書に対する関係行政庁等の誠実回答を義務付けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**自民・民主・公明・創生4会派提案：可決**

**賛成：全会派**

### **児童虐待の防止に向けた体制強化を求める意見書案**

近年、児童虐待事件が全国で続発しており、深刻な社会問題となっている。

児童虐待から、子どもの生命と安全を守るためには、虐待の未然防止はもとより、早期発見・早期対応が何よりも必要である。そのためにも、最前線にある児童相談所をはじめとする行政機関の役割と責任は重大である。

平成20年4月には、児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法が施行され、児童の安全確認等のための立入調査や、保護者に対する面会・通信制限の強化といった措置が図られた。

しかしながら、児童虐待事案への適切な対応を徹底するためには、児童相談所機能の更なる強化・充実はもとより、国、県、市町村、関係機関及び地域住民が一体となり、それぞれの分野で十分に協力し合い、迅速な対応を図ることが重要である。

ついては、国におかれては、尊い子どもの命を、一人でも多く救うことができるよう、児童虐待防止及び早期発見・早期対応に向けた体制強化のため、次の事項に早急に取り組まれることを強く要望する。

1 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止を一層推進するため、児童相談所の人員体制の強化や人材養成に要する財源措置を拡充すること。

2 身近な相談や通告の窓口である市町村における相談機能、虐待防止ネットワーク機能の強化に向けた職員配置の充実や人材養成に要する財源措置を拡充すること。

3 要保護児童が入所する児童養護施設等において、十分な専門的ケアが行えるよう、職員配置の充実や施設環境の改善に向けた財政支援を行うこと。

4 乳幼児期から就学に至るまで、継続かつ一貫した虐待対策が図れるよう、国、県、市町村、関係機関及び地域住民が福祉、保健、医療、教育、警察それぞれの分野で十分な連携を行うためのネットワークづくりを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**民主・公明2会派提案：可決**

**賛成：日本共産党・民主・公明、反対：自民・創生の3人、退席：創生の1人**

### **取り調べの可視化の実現を求める意見書案**

昨年、5月21日から裁判員制度が導入され、一般市民が公平・公正かつ法と証拠に基づき、その司法判断において国民感覚が反映されるようになることが期待されている。

しかしながら、裁判員となった国民が、刑罰の判断を下す上における心理的負担が大きくなっており、その要因を排除するためにも、一般の市民にとって分かりやすい手続が行われなければならないことは言うまでもない。

できるだけ明瞭で分かりやすい証拠を当事者が提出することによって、裁判員に無用な負担をかけることが、この制度を成功させる上で大切なこととなる。公正な取り調べが行われていることが、検証されることは重要なことであり、捜査官の違法な取り調べが行われ、暴行や利益誘導等による自白強要や虚偽自白によって、えん罪が発生することは断じて許されない。

このような観点から、取り調べの可視化は不可欠なものであり、裁判において、供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確に行われることが期待できる。

こうした状況の中、検察庁、警察庁は取り調べの一部録画を試行し、警察庁は取り調べ状況を監督する部門の創設など、取り調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出したところである。

しかし、適正な取り調べを確保する必要があることと、被疑者取り調べの録画・録音による、いわゆる可視化についての議論が行われている現状にかんがみ、取り調べのあり方を見直すことが必要である。

よって、国におかれては、録画・録音による刑事事件の取り調べの全過程の可視化を内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生の3人、退席：創生の1人**

#### **子ども手当財源の地方負担に反対する意見書案**

政府は、子ども手当については、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明してきたが、平成22年度は「暫定措置」として、地方負担を盛り込んだ。平成23年度以降の制度設計については地方の意見を踏まえ改めて検討するとしてきたが、地方との十分な協議もないままに、来年度以降も地方負担を求めるとの意向を示しており、このような事を継続されることは、断じて認めることはできない。

子育て支援事業は、本来、国の責任であり、子ども手当のような全国一律の現金給付については、国が負担すべきものである。

よって、国におかれては、来年度の子ども手当について、全額を国庫負担されることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**自民・公明2会派提案：可決**

**賛成：自民・公明・創生の3人、反対：日本共産党・民主、退席：創生の1人**

#### **子ども手当財源の地方負担に反対する意見書案**

子ども手当については、政府は、政権発足以来、全額国庫負担で実施するとの方針を繰り返し表明し、地方負担を前提とした平成22年度の子ども手当と児童手当を併給する方式は、あくまで暫定措置であり、平成23年度以降の制度設計については、地方の意見を踏まえ改めて検討することとされてきた。

また、原口一博前総務大臣は、国会答弁等で、地方負担については、平成23年度以降は継続しないことを明言していたところである。

しかるに、現政権は、地方との十分な協議もないままに、来年度以降も地方負担を求めるとの意向を示しており、このことは、断じて許し難いものである。

そもそも、保育所のようなサービス給付については、それぞれの地域の実態に応じた形で、地方自治体の創意工夫により地方が担当すべきものである一方、子ども手当のような全国一律の現金給付については、国において全額を対応すべきものである。

よって、国におかれては、全額国庫負担を原則とする制度設計が構築できないのであれば、子ども手当を廃止することとし、仮に、制度を存続する場合においても、導入前からの方針どおり、全額国庫負担で対応することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生の3人、退席：創生の1人**

#### **日ロ領土問題に関して本格的な交渉に踏み出すことを求める意見書案**

ロシアのメドヴェージェフ大統領は、11月1日、旧ソ連時代を含め同国最高指導者としては初めて、日本の歴史的領土である千島列島の国後島を訪問した。この訪問は、同国に不当に併合された千島列島の領有を固定化しようとするものであり、領土問題の公正な解決に反するものである。

日本とロシアの領土問題は、第2次世界大戦の終結時に、旧ソ連が「領土不拡大」という戦後処理の大原則を踏みにじって、日本の歴史的領土である千島列島の獲得を、対日参戦の条件としてアメリカ、イギリスなどに認めさせるとともに、国後、択捉から占守までの全千島列島を自国の領土に一方的に併合したことによって起こったものである。その際、旧ソ連は、北海道の一部である歯舞群島、色丹島までも占領した。



1951年に締結されたサンフランシスコ講和条約で、日本政府は千島列島にたいする「すべての権利、権原および請求権を放棄」という重大な誤りを犯した。その後政府は、「国後、択捉は千島列島ではないから返還せよ」と主張し、歯舞、色丹とあわせて「四島返還」を要求しはじめたが、これは国際的に到底通用しない議論である。

日ロ領土問題の解決のためには、こうした歴代自民党政権の誤った方針を乗り越え、サンフランシスコ講和条約の千島放棄条項を不動の前提とせず、全千島列島の返還と、北海道の一部である歯舞群島、色丹島の即時返還を求める日本の立場を明確にした国際交渉が求められている。

よって、国におかれては、第2次大戦の戦後処理の不正を正すという立場に立って、歴史的事実と国際的道理にたった本格的な領土交渉に踏み出すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**自民・公明2会派提案：可決**

**賛成：自民・公明・創生の3人、反対：日本共産党・民主、退席：創生の1人**

### **北方領土問題に対する毅然とした外交姿勢を求める意見書案**

去る11月1日、ロシアのメドベージェフ大統領が、わが国固有の領土である北方四島の一つである国後島を訪問した。

北方領土は、歴史的にも国際法上もわが国固有の領土であることは明白であり、ロシアも1993年の「東京宣言」において、「北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間での合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決する」との交渉指針を確認している。

ロシア国家元首の北方領土訪問は、旧ソ連時代を含め今回が初めてのことであり、これまでの日露両国間の合意を明らかに無視し、ロシアによる北方四島の不法占拠を既成事実化しようとするものである。

また、今回の訪問の背景には、普天間飛行場移設問題や、中国人船長釈放問題など、民主党政権がもたらした外交史上例を見ない失態にあることは明白であり、更なる外交上の失態は、わが国及びアジア太平洋地域の安全保障、経済発展にも重大な影響を与える。

よって、国におかれては、ロシアに対し、毅然たる外交姿勢により、今回の大統領の北方領土訪問を厳重に抗議するとともに、北方領土問題の早期解決のため、早急に外交戦略の立て直しを図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### **旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書案**

日本とアジア諸国との政治・経済・文化・学術に関する交流は、日を追うごとに活発になっている。

今年2010年は、「韓国併合」条約から100年の節目にあたる年であり、友好関係を深めるためにも、日本の過去の侵略戦争、植民地支配の精算が求められている。しかし現実にはアジア各地で、植民地支配・戦争の傷が癒されない被害者が取り残されている。とりわけ旧日本軍「慰安婦」問題は、被害者の尊厳にもかかわる重大な人権問題として、その解決が焦眉の課題となっている。

日本政府は1993年、河野洋平官房長官談話で、「当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題」と認め、「お詫びと反省の気持ち」を述べたが、それに基づく真剣な検討は、17年を経過した今日でも、進展していない。

被害女性の方々は高齢に達し、無念の訃報も相次いでいる。日韓の弁護士会から、そしてアメリカ、オランダ、カナダ、EU、フィリピン、韓国、台湾の議会、および国連などの国際人権機関からも早期解決を求める勧告が出され、戦時の女性に対する人権侵害にどう対応するのか、日本政府の挙動に国際的な注目が集まっており、一日も早い解決が求められている。

よって、国におかれては、旧日本軍「慰安婦」問題の早期解決のため、下記の事項を実施するよう、強く求める。

- 1 旧日本軍「慰安婦」被害者に対し、閣議決定による公式な謝罪、名誉回復などの誠実な対応を急ぐこと。
  - 2 旧日本軍「慰安婦」被害者に対し、損害賠償を行なうこと。
  - 3 旧日本軍「慰安婦」問題の真相究明をさらに進めるとともに、人々の理解を深め、次世代に伝えるよう努めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**公明党提案：否決**

**賛成：日本共産党・公明、反対：自民・民主・創生**

### 政府に対し「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書案

旧日本軍によって「慰安婦」とされた多くの女性たちに誠実な・謝罪と補償を行い、名誉と尊厳を回復することは、日本政府に課せられた責務である。

政府は、いわゆる「河野談話」や「アジア女性基金」などによる取り組みを重ねてきているが、被害女性自身に受け入れられるにいたらず、国際社会からの厳しい批判も止むことがない。

被害女性たちは既に高齢で訃報が相次ぐなど、人道上からも、政府による誠実な対応は今や急務である。また戦後65年を経てもなおこの様な状況にあることは、国際社会における日本の信頼を貶め、著しく国益を損なうものと言わなくてはならない。

よって、国におかれては、「慰安婦」問題の早期解決を図るため、次の事項を誠実に実行するよう強く求める。

- 1 旧日本軍による「慰安婦」被害者に対し、国による謝罪と補償および名誉回復の措置を、誠実に急ぎ行うこと。
- 2 旧日本軍による「慰安婦」問題の真相解明を更に進め、人々の理解を深めるとともに、歴史の事実と教訓の次世代への継承に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### 朝鮮半島問題の平和的解決を求める意見書案

北朝鮮は11月23日、韓国の延坪島に対して砲撃をおこない、韓国軍との間で一時交戦状態となった。これにより、韓国軍兵士だけでなく、同島の民間人にまで死傷者が出て、住民1600人が緊急避難する事態となった。民間人が居住する島への無差別の砲撃は、朝鮮戦争の休戦協定はもとより、国連憲章にも、北朝鮮自身が当事者である南北間の諸合意にも反する、無法な行為であり、断じて許されない。

いま、国際社会に求められるのは、北朝鮮の無法な軍事的挑発行動を厳しく批判するとともに、事件をさらなる軍事的緊張や軍事紛争につなげることなく、外交的・政治的に解決する努力をつくすことである。

よって、国におかれては、朝鮮半島問題の平和的解決のため、北東アジアの平和と安定を目的にしている6カ国協議の緊急会合実現も含めた外交的イニシアチブを発揮するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**自民・公明2会派提案：可決**

**賛成：自民・公明・創生の3人、反対：日本共産党・民主、退席：創生の1人**

### 政府に対し万全の危機管理体制構築を求める意見書案

去る11月23日、北朝鮮は、大韓民国の延坪島に対し、韓国軍基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも被害を及ぼす無差別とも言える卑劣な砲撃を行った。

本府議会は、北朝鮮のこのような暴挙を強く非難するとともに、核兵器の開発も含め、あらゆる軍事的挑発行為の放棄と、拉致問題の早期全面解決を強く求めるものである。

今回の砲撃は、朝鮮戦争休戦以来、初めて韓国領土に対して行われた攻撃であり、このような軍事的挑発

行為は、北東アジアの平和と安定にとって重大な影響を与えるばかりでなく、我が国の周辺事態にも発展しかねない重大事態である。

しかしながら、関係閣僚会議は、事態発生から6時間以上経過してから行われ、国防に関する重要事項・重大緊急事態への対処について審議する安全保障会議は、開催すらされなかった。

このような対応では、内閣に危機管理意識が欠如していると言わざるを得ない。

地方自治体は、周辺事態が発生すれば、周辺事態安全確保法に基づき、関係行政機関の求めに応じ、港湾・空港の使用等、適切な対応が必要となる。国家の危機管理は国と地方公共団体とが有機的に連携・協力してなされるものであり、その司令塔たる内閣は、常に危機意識を持って迅速に対応できる体制を整えておかなければならない。

よって、国におかれては、我が国の平和・安全・領土を守る上で、いささかも遺漏のないよう、万全の危機管理体制を早急に構築することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### **中小企業支援と法人税減税に関する意見書案**

円高とデフレ不況が進行する中で、多くの中小企業は、仕事の減少や下請け単価の相次ぐ切り下げなどによって採算ぎりぎりか赤字経営を余儀なくされるなど非常に厳しい状況となっている。大企業が海外生産にシフトを強める中で、倒産廃業や産業の空洞化も深刻さを増している。

こうした中で取るべき政府の経済対策は、国民の暮らしを直接温め、国民の購買力を引き上げるとともに、産業空洞化を防止し、下請け単価の一方的な切り下げの規制や予算の大幅増額をはかり、中小企業の経営を下支えし底上げしていく抜本的な支援策を講じることである。

ところが国の経済対策は、産業空洞化に何の歯止めもかけないばかりか、法人税の5%減税や証券取引優遇税制の延長を決めるなど大企業・大資産家を支援する対策が中心であり、中小企業には「緊急保証制度」の延長打ち切り決定など冷水を浴びせるものとなっている。これでは中小企業の苦境と景気悪化は一段と進むことになり、到底認められない。

いま大企業は、244兆円の内部留保を持ち、金余りの状況であるにもかかわらず、賃金引き上げや中小企業への下請け単価の引き上げ、雇用拡大に使おうとしておらず、社会的な批判も高まっている。こういう状況の中で法人税を減税しても、内部に蓄積されるだけで社会に還元されず、景気回復にも効果は期待できない。

よって、国におかれては、中小企業「緊急保証制度」の継続、下請け単価の切り下げ規制をおこない、中小企業予算の大幅増額など抜本的な支援策を講じるとともに、法人税の減税と証券取引優遇税制の延長はおこなわないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**自民・民主・公明・創生4党派提案：可決**

**反対：日本共産党**

### **切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書案**

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7-9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にある。それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針をまったく示すことはなく、「政策の予見性」が欠如しているといわざるを得ない。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益を更に深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況であるにもかかわらず、政府は「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎える。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援が打ち切られることで資金に困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響する。また、成長分野に取り組む中小企業に対する支援を進めることは、雇用促進にとっても重要である。このことから、年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、

本格的な景気回復に向けて切れ目の無い対策が必要である。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されている。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって、国におかれては、次の項目を含め、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施するよう強く求める。

1 中小企業の資金繰り支援策として、2010年度末(2011年3月)で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。

2 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド(産業革新機構)を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。

3 2011年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### 「環太平洋戦略的経済連携協定」(TPP)への参加に反対する意見書案

政府はさる11月9日、「環太平洋戦略的経済連携協定」(TPP)について関係国との協議を開始する「包括的経済連携に関する基本方針」を決定した。

TPPは、原則として、全ての品目の関税を撤廃する協定である。農水省の試算でも、米の生産量は90%減少、砂糖、小麦はほぼ壊滅、食糧自給率は40%から13%に急落するとしている。農業生産額は4兆1千億円減少、農業の持つ多面的機能も3.7兆円喪失、関連産業を含め7.9兆円のGDPが失われ、340万人の雇用が失われるとしている。

北海道をはじめ各県でも試算が行われているが、京都でもその影響は甚大である。特に、水田農業中心、中山間地域が大部分を占める京都中北部では地域農業は壊滅的被害を免れない。特産の京野菜、お茶をはじめ畜産等への影響も計り知れず、今日まで困難な中、営々と続けられてきた農家の努力は無に帰することとなる。

また、TPPは商品のほかにもサービスや知的財産、人の移動の自由化、投資の自由化など広い分野で自由化を進めるものであり、中小企業、地域経済、雇用への影響は大きい。

このようにTPPへの参加は、日本農業、地域農業を崩壊させるばかりか、食糧自給率の向上を求める国民の願いにも反し、農山村の存続、ひいては地域経済・地域社会、日本の将来を危うくするものであり、到底認められるものではない。いま求められていることは、食料主権と食料安全保障確立に向けて政策の転換をはかることである。

よって、国におかれては、TPP参加を前提とした関係国との協議を中止し、TPP参加を行わないよう強く求めるものである。

**自民・民主・公明・創生4会派提案：可決**

**賛成：全会派**

### 我が国の農業振興に関する意見書案

農林水産業は、食料を安定的に供給する重要な機能に加え、水源のかん養、国土保全、農業の営みを通じて形成される美しい景観維持など、多面的な機能を有し、都市住民をはじめ、全ての国民がその恩恵を享受している。

しかしながら、担い手の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加、農産物価格の低迷などにより、日本の農業や農村集落機能が崩壊する恐れも生じる非常に厳しい状況にある。

また、世界の穀物等の需給は、中長期的にひっ迫基調が見込まれ、我が国の食料安全保障上、食料自給率の向上は、急務の課題となっている。

一方、政府においては、去る11月9日、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、環太平洋

パートナーシップ協定（TPP）について、関係国との協議を開始するとの方針が出されたところである。

農業関係者からは、今回の決定は、これまでの政府方針を大きく踏み出すもので、農業と農村が大きな打撃を受け、我が国農業の将来への不安の声が上がっている。

資源が少ない我が国において、関係国との経済連携を検討することは重要であるが、その際、まずは、農業政策において、多様で豊かな地域の農業が、将来にわたって持続・発展できるような万全の措置を事前に講じることが、何よりも重要である。

よって、国におかれては、希望を持ち安心して農業に従事でき、食の安全・安定的な供給、食料自給率の向上、農林水産業・農山漁村の振興に対する実効ある具体策を、早急に講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### **障害者の意見を反映した新たな総合的な障害者関連法制を求める意見書案**

政府は、昨年9月に障害者自立支援法廃止の大きな世論に押され、重い負担と苦しみと尊厳を傷つける障害者自立支援法の廃止を明確に宣言した。

さらに本年1月には自立支援法の違憲性を訴えた訴訟団と国は、「速やかに応益負担制度を廃止し、遅くとも2013年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法制を実施する」ことを明記した「基本合意文書」を交わしたところである。

同時に、障害者当事者や家族、関係団体等から、2013年8月を待たずとも早急に対応を要する4つの課題として、「利用者負担の見直し」等が提案され、それらは政省令等で解決可能であるとの提案がされてきたところである。

ところが、そうした議論の最中にもかかわらず、菅内閣は、今国会に旧与党が立案した自立支援法改定案を、関係者への情報提供もなく上程し、審議抜きで強行・可決したことは極めて重大である。

この改定の最大の問題点は、「基本合意」では2013年8月までに自立支援法を廃止するとされているにもかかわらず、廃止を明記せず、自立支援法の延命の余地を残したことであり、さらに現行法には明文化されていない「家計の負担能力」と「1割自己負担」が明記され、「障害は自己責任、家族の責任」という現行法の本質がより鮮明になったことである。

よって、国におかれては、これまでの障害者自立支援法によって、尊厳を傷つけられた当事者の皆さんの痛恨の思いにこたえ、応益負担廃止など、国との「基本合意」と当事者も入った推進会議の議論を尊重した、新たな総合的な障害者関連法制とするよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### **選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書案**

日本国憲法は、個人の尊厳と法の下での平等に立脚して、家族法を制定しなければならないと謳いながら、現行民法は、婚姻にあたり夫婦同姓を強制し、夫婦の姓を平等に尊重することができない制度となっている。

法制審議会は、1996年に民法改正要綱を答申し、選択的夫婦別姓制度導入をはじめ、婚外子相続差別の廃止、婚姻最低年齢の男女差や女子のみの再婚禁止期間解消、短縮などを求めたにもかかわらず、14年の長きにわたり未だに実現をみていない。

国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し民法の差別的条項の撤廃をくり返し求め、2009年8月には最優先課題として民法改正を実施し、2年以内に報告を行うよう、厳しく勧告した。

よって、国におかれては、一刻も早く選択的夫婦別姓制度導入など民法の改正を実施するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### **高浜原子力発電所3号機でのプルサーマル実施の中止を求める意見書案**

関西電力は、高浜原発3号機でのプルサーマル実施に向け、原子炉にプルトニウム・ウラン混合酸化物(MOX)燃料を装荷し、12月下旬にも原子炉を起動し発電をはじめ、来年1月下旬にも営業運転の再開を予定している。さらに来年度には4号機でもプルサーマルを計画している。これが実施されれば、プルサーマルは九州電力玄海原発などに続き国内4基目となり、関西電力では初めてとなる。

そもそもプルサーマルは、日本より先に利用をはじめた国々で重大な事故に直面するなど、技術的に未解決の問題が多く、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスが相次いで中止している。ところが政府は、国際的に批判されているにもかかわらず、国策として2015年度までに16～18基の原発で実施する計画をもち、推進し続けており、これまで以上に重大な事故や災害の危険をまねく可能性がある。しかも、燃料のプルトニウム自体が、非常に高い放射能をもち、核兵器に簡単に転用できる危険な物質である。

これまで、高浜原子力発電所では1999年にもMOX燃料を搬入したが、製造元の英国工場で燃料データ捏造が発覚し、さらに高浜原発自身が老朽化している等、住民的な納得もとうてい得られていないものである。

よって、国におかれては、高浜原子力発電所でのプルサーマルの実施は中止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### **30人以下学級の早期実現を求める意見書案**

いま、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、すべての子どもたちの成長と発達を保障する教育とそれを支える教育条件整備の重要性が増している。

ところが、日本は30年間40人学級編成のままとなっている。

アメリカでは小学校低学年で24人、イギリスは小学校低学年で30人、フィンランドは全学年で基本的に24人以下と、欧米では1学級30人以下が当たり前とされており、わが国でも文部科学省の意見募集で8割以上の人々が望ましい学級規模を30人以下としている。

また、中央教育審議会分科会の提言は、都道府県独自の少人数学級の取り組みで「不登校の児童生徒の割合が低下し、学力調査の成績が向上した」と述べている。

こうした状況を受け、文部科学省は、2011年度から8年間で、公立小中学校の1学級の児童・生徒数の上限を、現行の40人から30～35人に引き下げる計画案を決定した。

ところが、政府は政策コンテストにおいてこの計画の判定をBとし、先送りしようとしていることは極めて遺憾である。

子どもの現状は、一刻も早く手厚い教育を必要としており、教員一人一人が子どもと向き合う時間を増やすために国の責任で少人数の学級編成に踏み出すことは喫緊の課題である。

よって、国におかれては、30人以下学級が実施できる標準法の見直しをただちに行うとともに、そのための財政措置を講じられることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### **子どもの医療費助成制度の小学校卒業までの拡充を求める決議案**

子どもの病気は待ったなしであり、お金の心配なく病院にかかれるように制度の拡充をとの要望が高まり、本府は、この間「京都子育て支援医療費助成」を、入院は小学校卒業まで、通院は3歳未満（就学前までは3000円までの自己負担）に拡充してきた。

多くの市町村も、お金の心配なく病院にかかれるようにと、制度の拡充に努めている。

しかし、京都府の子どもの約半数を占める京都市においては、府の助成制度と同様の制度に留まっており、拡充を求める声が高まっている。

知事も本年4月、改善方針を打ち出し、市町村との検討会議も始まっている。

ついでに、京都府においては、「京都子育て支援医療費助成」の通院費の助成を、一日も早く小学校卒業まで拡充することを強く求める。

以上、決議する。

**日本共産党提案：否決**

**賛成：日本共産党、反対：自民・民主・公明・創生**

### **私学授業料減免制度の拡充に関する決議案**

国民の世論を反映して、本年度より公立高校の授業料無償化が図られたが、私学については支援金の支給にとどまっており、なお大きな保護者負担が残っている。

こうしたことから、本府において、年収350万円程度未満の世帯については私学授業料を実質無償化する制度ができたが、学校負担を伴うものであり、授業料の減免を行えば行うほど私学経営を圧迫するものとなっている。

私立学校は公教育において大きな役割を果たしており、なお一層の振興がはかられるべきであるにもかかわらず、私学経営はこれまでにない厳しい状況を迎えている。

子どもたちの私学で学ぶ権利を保障し、さらに私学教育の一層の振興をはかるためにも、本府においては、減免にかかる学校負担をなくすとともに、府外の私学に通う生徒も対象にし、実質無償化の対象をせめて年収500万円以下の世帯にまで拡充すべきである。

以上、決議する。

## 京都府議会11月定例会閉会本会議(12月16日)での意見書・決議案の採決結果

	意見書・決議案名	提出会派	採決結果	共産	自民	民主	公明	創生
1	議員の位置付けの明確化及び都道府県議会議員の選挙区制度の見直しの早期実現を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	×	○	○	○	○
2	児童虐待の防止に向けた体制強化を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
3	取り調べの可視化の実現を求める意見書案	民主・公明	可決	○	×	○	○	※
4	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	※
5	子ども手当財源の地方負担に反対する意見書案	自民・公明	可決	×	○	×	○	※
6	日ロ領土問題に関して本格的な交渉に踏み出すことを求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	※
7	北方領土問題に対する毅然とした外交姿勢を求める意見書案	自民・公明	可決	×	○	×	○	※
8	旧日本軍「慰安婦」問題について政府の誠実な対応を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
9	政府に対し「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書案	公明	否決	○	×	×	○	×
10	朝鮮半島問題の平和的解決を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
11	政府に対し万全の危機管理体制構築を求める意見書案	自民・公明	可決	×	○	×	○	※
12	中小企業支援と法人税減税に関する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
13	切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	×	○	○	○	○
14	「環太平洋戦略的経済連携協定」(TPP)への参加に反対する意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
15	我が国の農業振興に関する意見書案	自民・民主 公明・創生	可決	○	○	○	○	○
16	障害者の意見を反映した新たな総合的な障害者関連法制を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
17	選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
18	高浜原子力発電所3号機でのプルサーマル実施の中止を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
19	30人以下学級の早期実現を求める意見書案	共産	否決	○	×	×	×	×
20	子どもの医療費助成制度の小学校卒業までの拡充を求める決議案	共産	否決	○	×	×	×	×
21	私学授業料減免制度の拡充に関する決議案	共産	否決	○	×	×	×	×

○:賛成、×:反対

5の意見書案は、全額国庫負担できない場合子ども手当の廃止を求めており、日本共産党は反対した。

13の意見書案は、法人税減税を前提にしており、日本共産党は反対した。

※3～7、11の意見書案について、創生フォーラムの佐々木議員は退席して採決に加わらず、同会派の他の3人の議員は、3・4・6の意見書案には反対、5・7・11の意見書案には賛成した。

無所属の田中英夫議員は、すべて自民党と同じ表決

共産＝日本共産党議員団 自民＝自由民主党議員団 民主＝民主党議員団 公明＝公明党議員団 創生＝京都創生フォーラム

## 京都府議会11月定例会閉会本会議(12月16日)での請願の審査結果

請願番号	請願名	請願者	紹介議員 会派	審査結果	共産	自民	民主	公明	創生
314 ～ 317	京都経済守れ！TPP協議開始・参加に反対する緊急請願	京都府商工団体連合会 会長 伊藤邦夫 京都府商工団体連合会婦人部協議会 会長 水野恵美子 京都府商工団体連合会青年部協議会 議長 竹島義順 京商連共済会 理事長 久保田憲一	共産	不採択	○	×	×	×	×
318	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願	子どもと教育・文化を守る京都府民会議 代表 藤本雅英 ほか36,583人	共産	不採択	○	×	×	×	×
319	TPPの参加に反対する請願	農林業と食料・健康を守る京都連絡会 代表 岩橋祐治	共産	不採択	○	×	×	×	×
320	公正かつ適切な教科書採択に関する請願	木津川市相楽台 田中誠	自民・公明	採択	×	○	×	○	○
321	「選択的夫婦別姓制度導入など民法改正の早期実現を求める意見書」提出に関する請願	新日本婦人の会京都府本部 会長 森下総子	共産	不採択	○	×	×	×	×
322	子どもの医療費小学校卒業までの無料化を求める請願	新日本婦人の会京都府本部 会長 森下総子 ほか4,695人	共産	不採択	○	×	×	×	×

●320号請願は、侵略戦争と植民地支配を美化する歴史教科書採択に道を開くもので、日本共産党は反対した。